

議案第72号

勝山市税条例の一部改正について

勝山市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

国民健康保険税の税率を改定することにより、国民健康保険財政の一層の健全化を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市税条例の一部を改正する条例

勝山市税条例(昭和 29 年勝山市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第 143 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第 143 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>次に掲げる額</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の合算額とする。</p> <p>(1) <u>基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に關す</u></p>

(新設)

(新設)

- 2 前項____の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保

る特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第二号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する____の被保

険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

- 4 第1項 _____ の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者 **(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)** である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第144条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100分の5.7 を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第145条 第143条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100分の23.0 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第146条 第143条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 2万6,000円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第147条 第143条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

険者につき算定した所得割額 _____ 並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

- 4 第1項 **第3号** の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者 _____

_____ である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額 _____ 並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第144条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100分の6.5 を乗じて算定する。

2 (略)

第145条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第146条 第143条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 2万6,500円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第147条 第143条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失したものであって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第147条の5及び第151条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第147条の5及び第151条において同じ。)以外の世帯 **2万3,500円**

(2) 特定世帯 **1万1,750円**

(3) 特定継続世帯 **1万7,625円**

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第147条の2 第143条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に **100分の1.8** を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額)
第147条の3 第143条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第147条の5 第143条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法_____第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失したものであって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第147条の5及び第151条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第147条の5及び第151条において同じ。)以外の世帯 **1万9,000円**

(2) 特定世帯 **9,500円**

(3) 特定継続世帯 **1万4,250円**

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第147条の2 第143条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に **100分の2.1** を乗じて算定する。

第147条の3 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第147条の5 第143条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,500円

(2) 特定世帯 3,250円

(3) 特定継続世帯 4,875円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第147条の6 第143条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.1 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第147条の7 第143条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第147条の8 第143条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 9,500円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第147条の9 第143条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 8,000円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第151条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第143条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円

(2) 特定世帯 3,000円

(3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第147条の6 第143条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の1.8 を乗じて算定する。

第147条の7 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第147条の8 第143条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 9,000円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第147条の9 第143条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 4,000円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第151条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第143条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万8,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万6,450円

(イ) 特定世帯 8,225円

(ウ) 特定継続世帯 1万2,337円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,550円

(イ) 特定世帯 2,275円

(ウ) 特定継続世帯 3,412円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,600円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万3,000円

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万8,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,300円

(イ) 特定世帯 6,650円

(ウ) 特定継続世帯 9,975円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,800円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万3,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,750円

(イ) 特定世帯 5,875円

(ウ) 特定継続世帯 8,812円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円

(イ) 特定世帯 1,625円

(ウ) 特定継続世帯 2,437円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円

(イ) 特定世帯 4,750円

(ウ) 特定継続世帯 7,125円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

<p>(イ) 特定世帯 <u>2,350 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,525 円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,300 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>650 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>975 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,900 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,600 円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>1,900 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,850 円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,200 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>600 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>900 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,800 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>800 円</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

この条例による改正後の規定は平成30年度以降の年度分の国民健康保険税から適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。